

裁判年月日 令和 3年 7月16日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決  
事件番号 令3 (ワ) 8978号  
事件名 損害賠償等請求事件  
文献番号 2021WLJPCA07168016

東京都文京区 (以下省略)

原告	X
同訴訟代理人弁護士	山本麻白
東京都港区 (以下省略)	
被告	n o t e株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	服部啓一郎
同	深澤諭史

## 主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事実及び理由

### 第1 請求

被告は、原告に対し、11万1320円及びこれに対する令和2年10月20日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の要旨

本件は、被告が提供するデジタルコンテンツのプラットフォームに投稿された記事の有料部分を購入した原告が、上記記事の無料部分には、有料部分に重要な記載があるかのように誤信させる記載があるのに、有料部分には価値のない4文字の情報しかなかったのであるから、当該記事の投稿者による投稿は欺罔行為として違法であるとし、プラットフォームである被告は、各コンテンツの最低限の審査や調査をする義務及び読者からの苦情に対して調査し適切な措置を講じる義務があるのに、本件記事に関して上記各義務を怠り、また、上記違法行為を幫助したと主張して、債務不履行又は不法行為に基づき、損害賠償として、上記

記事を含む記事の購入代金、慰謝料及び弁護士費用の合計11万1320円の損害金及びこれに対する上記記事の購入の日である令和2年10月20日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

## 2 前提事実

以下の各事実は、当事者間に争いが無い事実であるか、後掲各証拠又は弁論の全趣旨によって容易に認められる事実である。

(1) 被告は、個人向けのデジタルコンテンツ販売のプラットフォームであるWEBサイトである〇〇（URLはhttp://〈省略〉）（以下「〇〇」という。）を運営する会社である。

(2) 「B」と名乗る者（以下「B」という。）は、令和2年10月12日、「△△」と題する記事（以下「本件記事」という。）を〇〇上で配信した。本件記事には、無料部分と有料部分とがあり、有料部分を閲読するためには、本件記事を含む10本の記事をまとめた「a」と称するマガジン（〇〇上の記事を複数まとめたもので、〇〇の機能として提供されているもの。以下「本件マガジン」という。）を購入する必要があった。（乙3から5まで）

(3) 原告は、令和2年10月20日、本件記事の有料部分を含む本件マガジンを購入した（甲9）。

## 3 当事者の主張

### （原告の主張）

(1) 被告は、個人間のデジタルコンテンツ取引を容易にするシステム及び配信コンテンツの広告媒体として〇〇を提供しているところ、システム提供者は、利用者に対して、欠陥のないシステムを構築してサービスを提供すべき義務を負っており、広告媒体は、広告内容の真実性に疑念を抱くべき特別な事情があって読者らに不測の損害を及ぼすおそれがあることを予見し、又は予見し得た場合には、真実性の調査確認をして虚偽広告を読者らに提供してはならない義務を負っている。これらの事情に、被告は、〇〇上で有料コンテンツの取引が行われるたびに、コンテンツの代金の一部を「プラットフォーム利用料」として受領し、営業収入を得ていることや、〇〇を利用すれば個人が極めて容易にコンテンツ販売を行えることから、詐欺的な商材の販売にこれが利用されることもあることなどを併せ考えると、被告は、各コンテンツ配信に際し、システム等による最低限の審査・調査確認を行う義務を負う。

また、上記の審査を通ったコンテンツであっても、被告は、読者からの苦情があった場合等には、読者に不測の損害が及ばないように、事後的にも調査確認と適切な措置を講ずる義務を負う。

(2) 本件記事の無料部分には、代金1320円を支払わなければ閲覧できない有料部分について、Bとb党（以下「b党」という。）との間の裁判について重要な証拠を明らかにするといった内容の記載や、本件記事購入の勧誘を行う文言があるところ、原告は、当該勧誘文言により、本件記事の有料部分には、重要な証拠が記載されているものと理解し、代金1320円を支払って、本件記事の有料部分を閲覧した。

ところが、本件記事の有料部分の内容は、「ちんこ。」という4文字のみであった。

(3) 本件記事の有料部分の4文字は、Bとb党との間の訴訟において重要な証拠等でないことは明らかであるところ、Bは、誇大な表現を用いて、本件有料部分において重要な証拠を明らかにする旨散々強調し、〇〇の利用経験も乏しい原告に、本件有料部分に重要な証拠が記載されていると誤信させ、代金1320円を支払わせた。

Bの上記行為は、消費者契約法4条に規定する取消事由や、特定商取引に関する法律12条に規定する誇大広告、不当景品類及び不当表示防止法5条に規定する不当な表示、ひいては刑法246条1項の詐欺に該当する。

被告が主張するように、本件記事の有料部分が4文字であることは認識可能であったといえるが、たとえ4文字であっても、特別な情報としての価値が存在する内容を表現することは十分可能であるから、欺罔行為があったことは明らかである。

本件マガジンが10本の記事からなっているとしても、本件記事の文言からは、本件記事の有料部分に特別な情報が掲載されていると期待するのが通常であるから、このことから欺罔行為があったことは明らかである。

(4) 本件記事の有料部分が価格相応な内容でない4文字に過ぎないことは、明らかであるところ、被告は、何らの審査もなく本件記事の販売を容認し、原告が問い合わせを行った際の事後的な配慮も一切行わなかった。このことは、被告の前記(1)の各義務に違反し、原告の利益を不当に害したのであるから、被告は、債務不履行又は不法行為に基づく責任を負う。

また、被告は、個人のいかなるコンテンツ販売も容認することによって、利益を最大限に享受してきたのであるから、前記(3)のBの違法行為の幫助者として、共同不法行為の責任を負う。

(5) 原告は、被告の上記行為により、次の損害を被った。

ア 本件マガジンの購入代金 1320円

イ 慰謝料

原告の受けた精神的苦痛は、10万円を下らない。

ウ 弁護士費用

原告は、本訴提起を弁護士に依頼せざるを得なかったのであり、その費用の額は1万円を下らない。

(被告の主張)

(1) 原告が購入したのは、本件記事を含む10本の記事から構成された有料の本件マガジンであり、かつ、本件記事についても有料部分が4文字であるとの表示があり、何ら欺罔的行為はない。すなわち、本件記事と、本件記事を含む本件マガジンの購入ボタンが表示されている画面には、「この続きを見るには」「この続き：4文字」との表示がある。したがって、本件記事について、購入により表示されるのは4文字であると、原告は理解し、あるいは理解可能な状態で購入したのであり、この点について、何ら欺罔はない。

(2) プラットフォームで行われた取引の当事者は、あくまで、ユーザー同士であり、プラットフォームを提供する事業者であるプラットフォーマーである被告は、取引当事者で

はないから、そのようなプラットフォーマーが責任を負担するのは、捜査機関等から、違法行為について通報を受けた場合など、明らかに重大な問題があるにも関わらず相当期間放置していたような例外的な場合に限られる。

本件において、〇〇は、本件マガジンの販売というシステムを提供しているだけであり、本件マガジンについて、公的機関から指摘を受けたことは一切ないのであるから、被告は、本件マガジンについて責任を負う余地はない。

なお、仮にBの記事が原告に対して損害を生じさせているのであれば、同人との間で解決すべきである。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 認定事実

前記第2の2の前提事実（以下「前提事実」という。）、後掲各証拠又は弁論の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。

(1) 被告は、個人向けデジタルコンテンツの販売のプラットフォームである〇〇を提供する事業者（プラットフォーマー）であり、〇〇の利用者に適用される規約（以下「本件規約」という。）を定めている。本件規約には、次のような定めがある。

ア 本サービスにおいてクリエイターが有料又は無料でデジタルコンテンツを販売又は各種サービスを運営する場合は、クリエイターとユーザーとの間において直接契約が成立することになる。被告は、当該契約について契約の当事者とはならず、当該契約に関する責任を負わない。したがって、当該契約に際し万トラブルが生じた際には、ユーザーとクリエイターとの間で解決していただくことになる。（〇〇総則規約7）

イ デジタルコンテンツの販売代金及び各種サービスの代金は、ユーザーから被告の所定口座に振り込まれ、被告は、クリエイターから支払の申請があった場合、上記代金から決済手数料、プラットフォーム手数料（上記代金から決済手数料を控除した金額に10%を乗じた金額）及び振込手数料を差し引いた残額をクリエイターに支払う。（〇〇クリエイター規約4）

（以上につき、前提事実、甲4）

(2) 本件記事は、主にb党の党首とBとの間の民事裁判等に関し、b党側を批判するような内容となっているところ、その無料部分の末尾部分には、「裁判の行方が気になる人は「a」を読むのが常識中の常識です。ということで、今回は出血大サービスです。このマガジンを読んでくださっている方だけに特別な情報をお伝えすることにしましょう。何だって重要な情報を無料だと思ったら大間違いです。さあ、全国のb党信者の皆さん、勇気を出してクリックするのは。真実の扉を開けましょうぞ!」との記載があり、それに続けて、「この続きをみるには」との記載があり、さらに、改行して「この続き：4文字」との記載がある。

そして、これらの記事の下の「この記事が含まれているマガジンを購入する」との記載及び本件マガジンの説明の記載に続けて、「a（2020年10月号）1,320円」との記載があり、「マガジンを購入する」との欄があって、これをクリックすることで、本件マガジンを購入することができることとなっている。

本件マガジンを購入した読者が閲読できる本件記事の有料部分には、「ちんこ。」との4文字が記載されている。

(以上につき、甲1、乙3)

(3) 原告は、令和2年10月20日、本件記事の有料部分を含む本件マガジンを購入した(前提事実)。

2 原告は、被告は、〇〇の各コンテンツ配信に際し、システム等による最低限の審査・調査確認を行う義務を負い、上記の審査を通ったコンテンツであっても、被告は、読者からの苦情があった場合等には、読者に不測の損害が及ばないように、事後的にも調査確認と適切な措置を講ずる義務を負うとした上で、被告は、何らの審査もないまま、4文字しかなく、内容に乏しい本件記事の有料部分の販売を容認し、原告が問い合わせを行った際の事後的な配慮も一切行わなかったことは、上記義務に違反するもので、これにより、原告の利益を不当に害したとして、被告は、債務不履行又は不法行為に基づく責任を負うと主張する。

しかし、前記認定事実のとおり、被告は、〇〇というデジタルコンテンツの配信プラットフォームを提供する事業者(プラットフォーム)であるところ、そのようなプラットフォームの法的責任を定めた法令は見当たらない上、本件規約においても、デジタルコンテンツの有料販売をする場合には、クリエイター(本件記事においてはB)とユーザー(本件記事においては原告)との間に直接の契約が成立すると明記されているとおり、被告は、配信記事の売買に関する契約の当事者ではないのであるから、〇〇を用いた配信記事の売買契約においてトラブルが生じたとしても、原則として、被告は責任を負わないというのが相当である。

確かに、近年のデジタルコンテンツ等をめぐる実情に照らすと、被告のようなプラットフォームが信義則上利用者に対し責任を負うことがあり得ることは、一概には否定できないところであるが、本件において、被告が本件記事の売買契約に実質的に関与していたとか、本件記事が犯罪行為に利用されていることを知り得たなど、被告において信義則上の責任を負うべき特別な事情があったと認めることはできない。

そうすると、被告において、本件記事に関し、原告が主張するようなコンテンツの最低限の審査・調査確認を行う義務や事後的にも適切な対応をする義務を負っていて、それに違反した場合には、債務不履行責任や不法行為責任を負うこととなると認めることはできない。

3 また、原告は、本件記事の有料部分を購入させることが、Bによる欺罔行為であるとした上で、被告は、個人のいかなるコンテンツ販売も容認することによって、利益を最大限に享受してきたのであるから、Bの違法行為の幫助者として、共同不法行為の責任を負うとも主張する。

しかしながら、仮にBの行為に違法行為があったとしても、被告において、それを認識し、共同の不法行為を行ったと評価することができるような事情があったと認めるに足りる証拠はないのであって、原告の上記主張は理由がない。原告は、被告がBから手数料を得ていたことをもって、共同不法行為責任を負うと主張するようであるが、当該主張は上記判断を左右するものとはいえない。

なお、本件記事の有料部分が4文字しかなく、意味ある内容を伴うものではないことは明

らかであるが、前記1(2)のとおりの本件無料記事の末尾部分の記載内容に照らすと、本件記事の有料部分の購入を勧誘した行為が詐欺行為に当たると評価することもできない。

#### 4 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する

。東京地方裁判所民事第49部

(裁判官 澤村智子)

\*\*\*\*\*